

The New Trends of Regional Development and National Grant-in-Aid in The Transition Era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24055

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向

—— テクノポリス・リゾート開発,そして「ふるさと創生」事業 ——

佐々木 雅 幸

目 次

はじめに

- (1)地域開発事業の「分権化」と「民営化」
- (2)「新産都市」から「テクノポリス」と「リゾート」へ
- (3)内発的發展と「ふるさと」創生事業

おわりに

はじめに

地域開発と国庫補助金（国庫支出金）というテーマをめぐる、財政学や行政学の分野において従来から次のように論じられてきている⁽¹⁾。

「中央政府が遂行する経済成長政策としての地域開発政策に、地方自治体や地域住民を上から動員するテコとして地域開発補助金が機能している。」

「公共事業補助金の政治的な地域配分と、中央官庁と地方自治体間の垂直的な分配システムを通じて、公共事業に依存する草の根保守層を組織化して政権党の長期支配が可能になった。」

つまり、国庫補助金は先進資本主義国の中でも抜群の高度成長を可能にしたこの国の開発指向型経済システムと、これまた異例に長い保守党の単党支配をもたらした利益分配型政治システムの双方を支えるキーストーンであるとされてきた。

それゆえ、1960年代後半以降、革新自治体が全国を席卷し始めると、「成長優先」から「生活重視」の経済システムへの転換、そして集権的政治システムの分権化をはかるためには、「国庫補助金に依存した地域開発」のあり方を根本的に見直す必要があることが繰り返して主張されてきた。

改革の要点は、①中央政府からの地域開発、地域振興にかかわる政策奨励的補助金を廃止・削減し、代って、地方自治体の自主財源である地方税（源）を充実し、用途の特定されない一般財源である地方交付税を増額すること、②地方自治体の地域政策能力を高めるために、自治体の土地利用権限など空間規制権限を国から地方に移譲すること、③地方自治体への住民参加を促進するため狭域レベルでの地域整備計画づくりを制度化することなどであった。つまり、補助金に依存しない地域開発方式である「内発的發展」を支える行財政システムへの転換が求められたのである。

だが、1970年代前半、建設業界に「ゲップが出るほど」注ぎ込まれた巨額の公共事業予算を直接の原因として、中央政府の財政危機が深刻化し、78-79年以降、「臨時行政調査会答申」に沿って「行財政改革」が動き出すと、中央政府の側から公共事業予算の削減、国庫補助金の整理・廃止、国と地方の行政事務配分の見直しが議題にのぼった。地方自治体のレベルでも、補助金依存体質を改め「選択と負担」というスローガンのもとで自治体行政に「自助努力」を求める「地方行革」が同時進行した。

地域開発政策においては、「第三次全国総合開発計画」（1977年）の見直しの中で、「地域産業おこし」（1983年）が提起され、地域振興における「地域の主体性と自立性」が強調された。

1985年プラザ合意を画期とする国際化段階を迎えると、東京一極集中現象の強まりの中で「多極分散型国土の形成」を謳って「第四次全国総合開発計画」（1987年）が登場した。これに前後して、「民間活力の導入による内需振興策」を提唱した二つの「前川レポート」に沿って、「民活法」と「リゾート法」が制定されて、「民活型地域開発」が本格的に始動することとなった。

他方、東京一極集中の対極で、地方圏の切り捨てに対してわきおこる「地方の怨嗟の声」に押されて「ふるさと創生」事業（1988・89年）が開始された。各自治体に一律1億円が国庫補助金でなく、地方交付税として配分され

たにもかかわらず、「自ら考え自ら行う地域づくり」が中央政府のかけ声とともに全国一斉に取り組まれる奇妙な事態となった。

このような矢継ぎ早に進行する、国庫補助金と地域開発政策をめぐる新動向は、ポスト福祉国家、国際国家へのフレームの転換に照応するものといっ
てよいが、一体、いかなる内容と意義をもつものであるのか、小論の検討課題の第一はこの点にある。

そして第二の課題は、マスコミによって賑やかに喧伝される「ふるさと創生」事業が、真に主体的、自立的な地域づくり、すなわち「内発的發展」に向かう一步となりうるかを検討することである。

まず、地域開発補助金をめぐる最新の動向から見ていこう。

(1)地域開発事業の「分権化」と「民営化」

「企業国家」とも形容される戦後日本の地域開発政策は、高度成長政策の一環として大都市圏に本拠を置く大企業の地方圏への進出にインセンティブを与え、その資本蓄積を支える各種の生産基盤＝インフラストラクチャー(交通・通信施設や工場用地・工業用水道施設など)の整備に公共投資を集中させてきた。そして、地方自治体を国の下部機構として動員し、「開発幻想」をふりまきながら住民を統合していく集権的色彩の濃いものであり、国庫補助金の増大とともに、地域開発における自治体の主体性と自立性がそこなわれてきたといえよう。

しかしながら、近年に至り、巨額の補助金を注ぎ込んで国策として地域開発事業を遂行する方式は転換を迫られ、見直しが求められるようになったのである。この理由には次の三点が挙げらよう。

第一に、1970年代後半から80年代に至る中央政府の財政危機の慢性化と深刻化である。「行政改革」と「財政再建」の錦の御旗の下、公共事業予算の歳出削減と50%をこえる高率補助金の補助率カットが進められ、これに代って、新規の大規模な開発プロジェクトは「民間活力の導入」方式によって進められることになり、環境・景観面の規則に対して「規制緩和」が求められるようになった。

第二に、産業構造の転換と本格的な国際化段階を迎えて、企業立地行動が

大きく転換した。ハイテク産業や情報産業は、コンビナートのような大規模なハードのインフラを必要とせず、学術・教育・文化関連のソフトなインフラ整備を必要とし、都市機能自体のレベルアップが要求されるようになった。

第三に、オイルショックと円高の中で、素材型重工業は衰退産業と化し、このため、巨額の補助金と大企業誘致に依存する「外来型」の開発方式自体が破産してしまった。これに代って各地で「内発的發展」が成功を収め、地方自治体レベルでの政策的力量が序々に蓄積されるようになってきた。中央政府もこれに対応して「内発的」エネルギーを取り込んで「外来型」開発を補完するものと位置づけ、「補助金依存からの脱却」すなわち、「自らのリスク負担による地域の自立」を自治体に押しつけるようにさえなった。

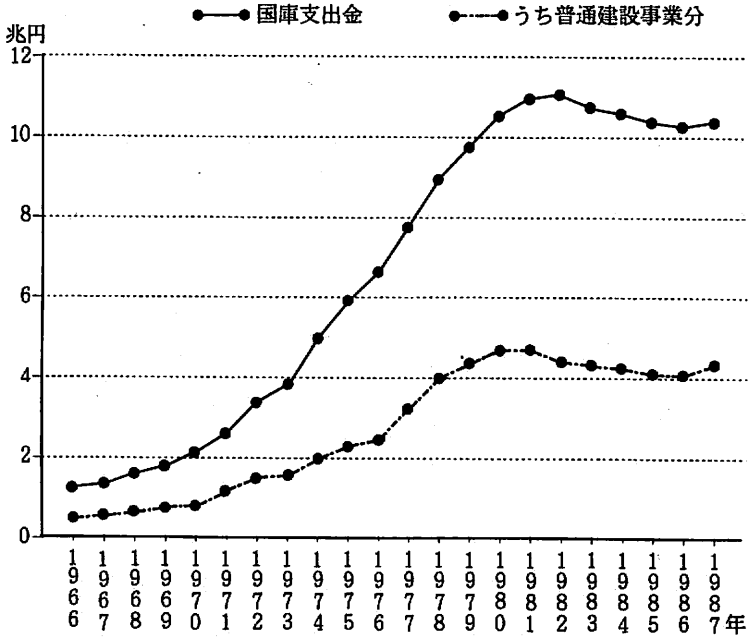
以上のような要因は、まず第一に国庫補助金、なかでも普通建設事業に係わる補助金の伸び悩み、停滞となって現われている。第1図、第2図はいずれも、地方自治体の財政収入総額における国庫補助金の推移をみたものであるが、1960年代以降80年初頭まで大きく伸びてきたものが、「行政改革」の進行とともに対前年比マイナスとなり、歳入に占める国庫補助金のシェアでも84年以降初めて20%台を割り込み、87年には16%にまで低下した。他方、地方税収入の割合は30%台から85年以降は40%に上昇していることが特徴的である。なかでも、道路など各種の公共事業の財源となる普通建設事業分は、ピーク時（いずれもオイルショック当時の72・78・79年）の10%台から87年には6%台へと約半減しており、「行政改革」による補助金の削減、公共事業予算の抑制の影響が現われている。

次に第3図(a)(b)によって、地方自治体が行なう普通建設事業における補助事業と単独事業の比率の変化についてみよう。

補助事業とは地方自治体が国庫補助金の配分を受けて行なう公共事業であり、中央官庁の企画・立案した各種の公共事業を自治体が窓口になって実施するものである。地域開発政策において国庫補助金をともなう補助事業は、中央政府の意図に忠実に地方自治体を動員していく重要な政策手段である。

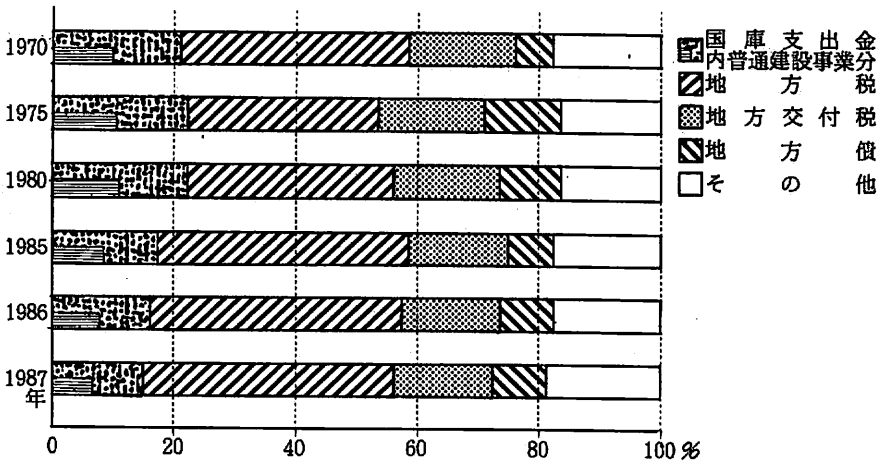
もともと、地方税など独自財源の乏しい地方自治体にとって、国庫補助金を受ける地域開発事業を实践することは財政的に大変魅力的なことではある。しかしながら、補助金を獲得することは、中央官庁による地域指定を得るた

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)



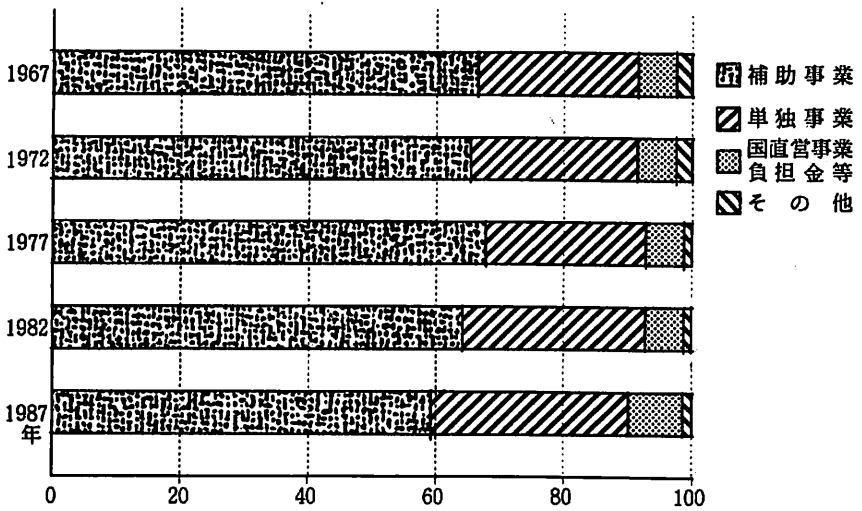
(資料)『地方財政統計年報』

第1図 地方自治体の財政収入における国庫支出金等のシェアの推移



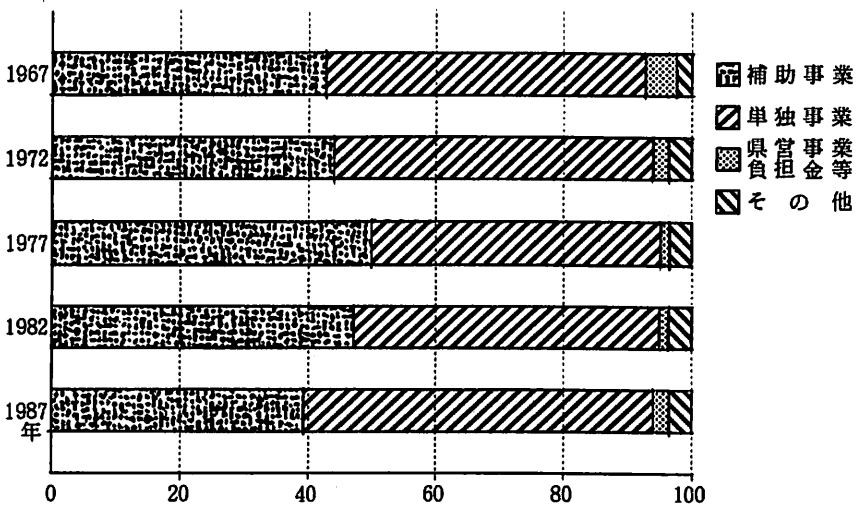
(資料)『地方財政統計年報』

第2図 地方自治体の財政収入に占める国庫支出金等の推移



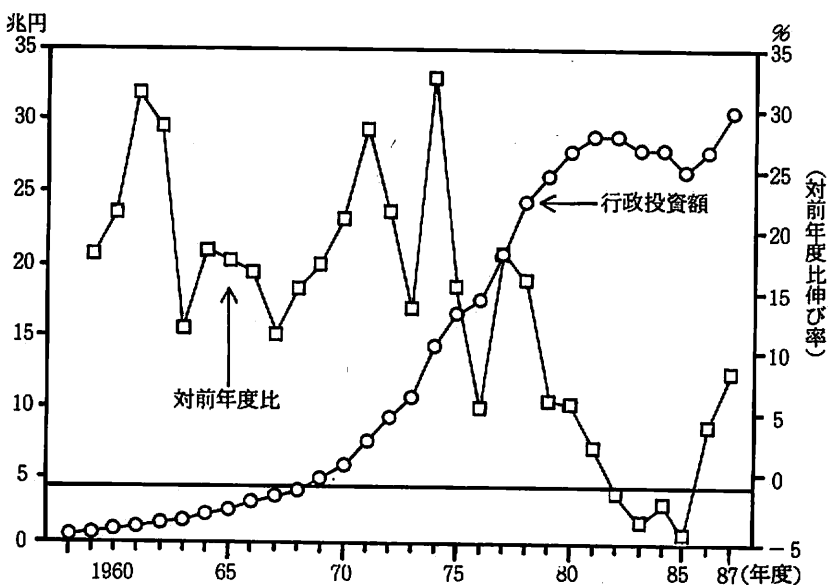
(資料) 『地方財政統計年報』

第3図(a) 普通建設事業における補助事業、単独事業のシェアの推移 (都道府県)



(資料) 『地方財政統計年報』

第3図(b) 普通建設事業における補助事業、単独事業のシェアの推移 (市町村)



第4図 行政投資額と対前年度比伸び率の推移

めに競い合い、選択基準に基づく審査を受け、事業内容の細かいチェックはもちろんのこと、場合によれば内容の変更をも甘受しなければならず、自治権の侵害を伴うことになるのである。

これに対し、単独事業は自治体が独自財源と借金（起債）等によって実施する公共事業であって、事業内容において中央官庁から起債の許可にあたっての制限を受けるが、補助事業ほどではない。自治省も「国の補助等を受けずに自主的に地域の実情に応じて施行する単独事業は、住民に身近な生活環境の整備や地域の特性を生かした魅力ある地域づくりに大きな役割を担っており、地域経済の振興を図る上でも重要な機能を果たしている」⁽²⁾という見解に立っている。それゆえ、さしあたって、単独事業の多寡を自主的な地域づくりの一応の目安と考えてもよいだろう。

まず、都道府県では(第3図(a)), 1967年に67%を占めていた補助事業が1987年には59%に減少し、逆に単独事業は25%から32%へと上昇し、市町村(第3図(b))では補助事業は1977年にかけて50%へと増加傾向にあったものが1987

年に40%に減少し、逆に単独事業はやはり46%へと減少傾向にあったものが、56%へと増加に転じている。

より詳細に、補助事業と単独事業各々の財源内訳をみると(付属資料(2)(a)・(b))、補助事業の場合に補助金が都道府県では60%近くに達していたが、87年には50%台に落ち込み、市町村においても77年以降40%近くに達していたが再び低下傾向を見せている。

つまり、高率補助金の補助率カットの影響が現われ、実質的に補助事業の補助率が低下し、中央政府の立場から見れば少ない補助金でより多くの公共事業量を自治体を実施させたことになる。

他方、地方自治体例では補助率の減少分を地方債と地方税等で補完することになり、より多くは地方債、つまり借金の増加となって現われている。

単独事業の場合には、都道府県、市町村とも、70年代後半から80年代前半にかけて高まった地方債への依存度が再び低下し、地方税、交付税等による充当率が高まっている。これは好景気を反映して国税と同様地方税収入も増加したことによっている。

このように、国庫補助金の抑制と補助率カットの影響で、地方自治体の補助事業への依存度が低下し、単独事業が増加したこと、さらに税収の好調さを反映して税による充当率が上昇したことが明らかで、量的側面から見る限り、地域開発事業の「財源の分権化」の兆しが指摘できるだろう。

さて次に、視点を財源面から投資の側面に移してみよう。

中央政府と地方自治体による「行政投資」は道路建設や各種のインフラストラクチャの整備に向けられているが、第4図・第1表のように1960年代から、2度のオイルショックを経験した70年代を通じて大きく増加した。だが行政改革とともに抑制され、85年以降再び増加の兆しが見える。また、第5図で行政投資の経費負担区分をみるとピーク時(75年前後)の50%近くから37%へと中央政府の比重は低下し、地方自治体が代わりに増加させており、補助金の分析結果と同様の傾向を示している。

興味深いことは、第6、7図のように地域ブロック別の行政投資動向を見ると、大都市圏と地方圏のシェアが高度成長期の開始とともに大都市圏に有利にシフトを始め、60年代末から70年代末にかけては反転して地方圏重視に

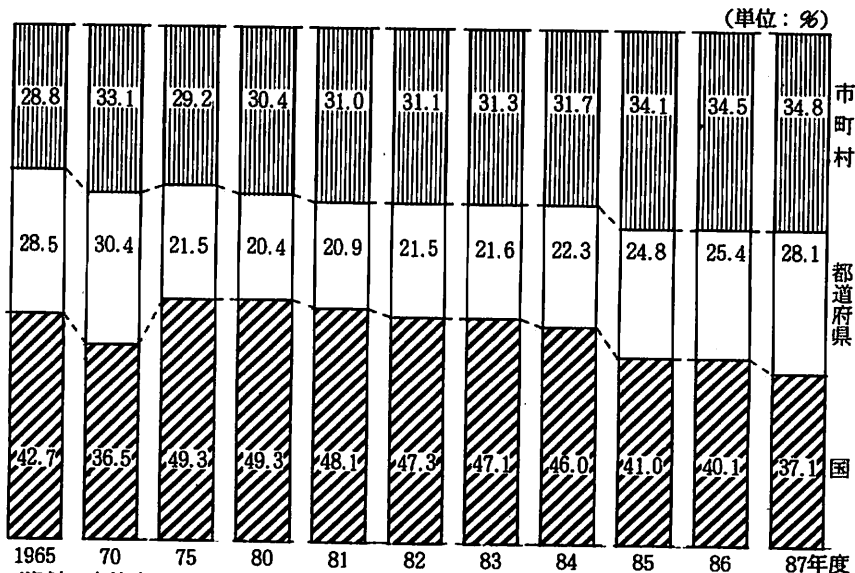
第1表 行政投資額の推移

(単位：億円)

年度	行政投資額	対前年度比	指数
1981	287,934	- %	100
82	287,621	△ 0.1	100
83	279,873	△ 2.7	97
84	276,401	△ 1.2	99
85	265,055	△ 4.1	96
86	278,608	5.4	105
87	304,116	9.2	109

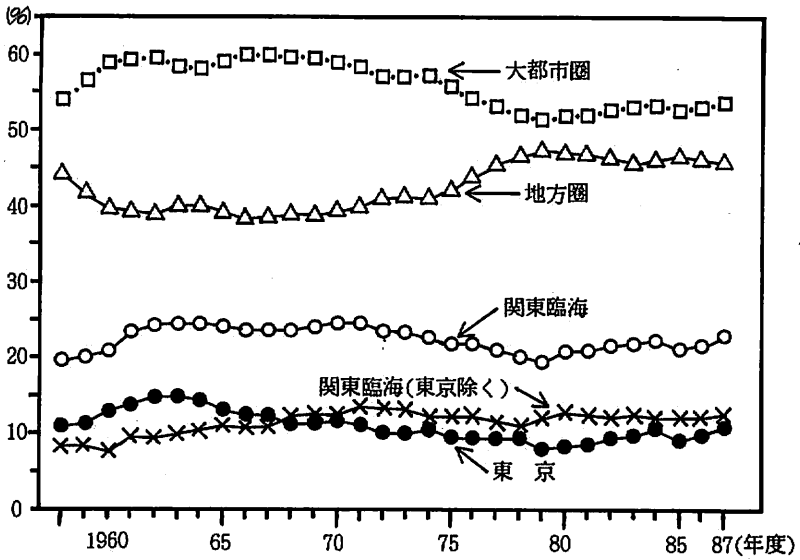
* 但し、専売及び電々は1985年度から、国鉄は87年度から、民営化により調査対象から除外している。

(資料) 自治省地域政策局『行政投資実績の概要』1989年



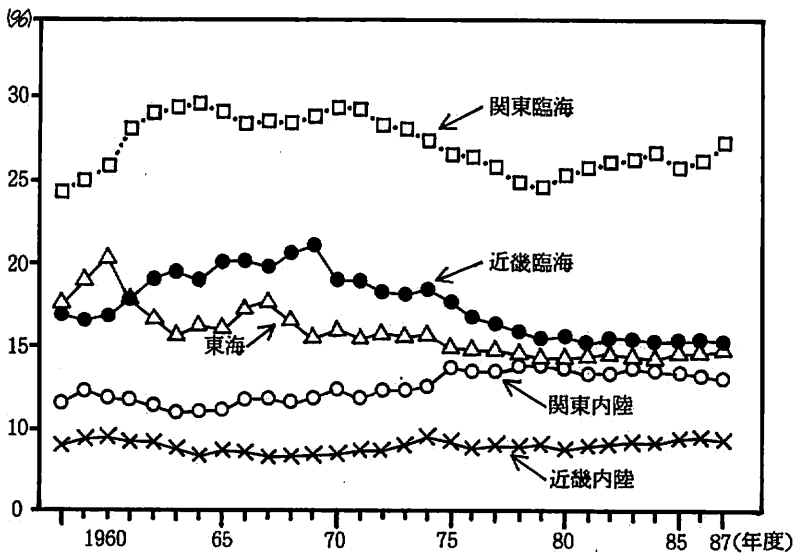
(資料) 自治省地域政策局『行政投資実績の概要』1989年

第5図 経費負担別行政投資額の構成比の推移



(資料) 自治省地域政策局「行政投資実績の概要」1989年

第6図 ブロック別行政投資の長期的動向



(資料) 自治省地域政策局「行政投資実績の概要」1989年

第7図 大都市圏のブロック別行政投資の長期的動向

シフトし、再び80年代以降大都市圏有利に戻るといふほぼ10年サイクルの波動が見られることである。しかも最近の特徴は東京圏のみがシェアを伸ばしていることである。

要するに、地域開発事業における「財源の分権化」と「投資の東京集中」とが、新しいトレンドとして指摘できるのである。

さて、地域開発事業において注目されるいま一つの特徴は地域開発事業への「民間活力の導入」である。

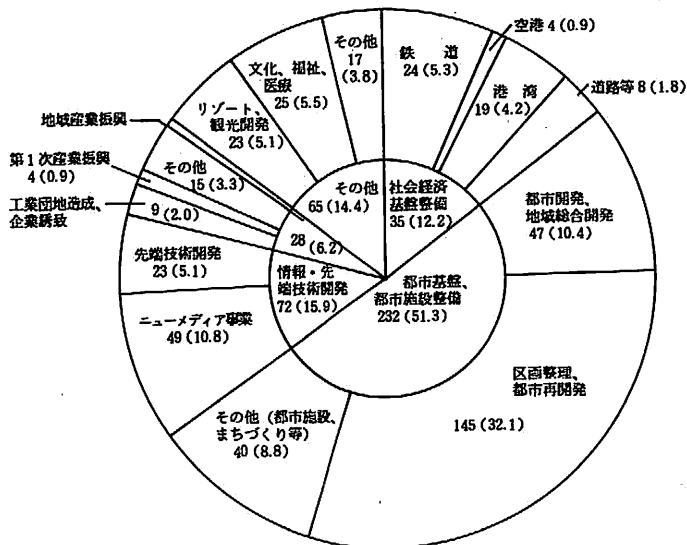
地域開発・都市開発における民間資金の導入は田中角栄氏が中心となって提唱した「都市政策大綱」(68年)と「日本列島改造論」(72年)以降、地方公社や第3セクター方式を活用してすすめられたが、86年の「民活法」(「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法」)の制定によって本格的に巨大プロジェクトに拡張されることとなった。

「民間活力の活用」という政策は、中曽根政権誕生当初からの最大の政治課題であった対米貿易摩擦の解決策として、公共投資に代わって内需振興の切り札とされてきたものであり、建設事業量の確保に躍起になるJAPIC(日本プロジェクト産業協議会)に結集した建設＝鉄鋼＝不動産業界の強力な後押しを受けて実行に移されたものである。民活型開発は「民活法」を中心に「関西国際空港」「東京湾横断道路」など個別の立法化と「インテリジェント・シティ」「ポータルネッサンス」そして「リゾート法」と各官庁毎の民活推進施策からなっている。

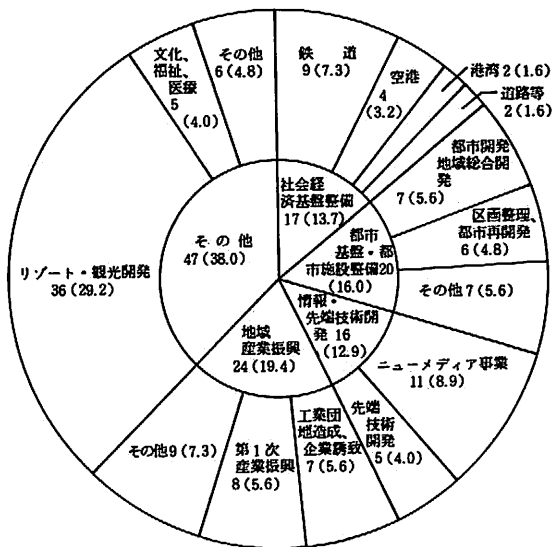
総務庁行政監察局の調査結果(88年3月)によれば、「東京湾横断道路」(1兆1,500億円)「みなとみらい21」(2兆円)など巨大プロジェクトをはじめ主要プロジェクト531件のうち確定した投資額は総額30兆円をこえる巨額なものとなっている。

民活事業の分野別特徴は第8図のように都市部ではプロジェクト件数で都市再開などの「都市基盤・都市施設整備」が51%を占め次いで、ニューメディア事業、先端技術開発などの「情報・先端技術開発」が16%で続いている。町村部では、「リゾート・観光開発」が29%、「地域産業振興」が19%となっており、著しい対照を示している。第9図のように事業主体別にみると、民間企業、第三セクターなどの比重が高く、70%まで民間部門で占められて

(1) 都市部 (452プロジェクト)



(2) 町村部 (124プロジェクト)

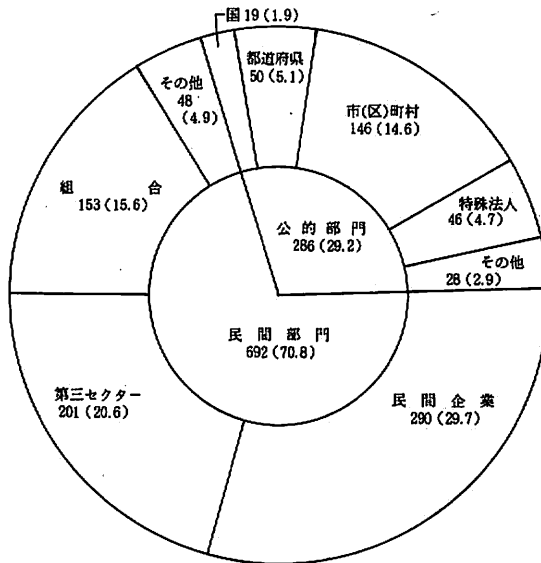


注1 裸数字はプロジェクト数、()書きは構成比である。

2 一つのプロジェクトの対象地域が都市部と町村部にまたがる場合(例、鉄道)、それぞれにカウントしているため、合計したプロジェクト数は実数(531プロジェクト)よりも多くなっている。

(資料) 総務庁行政監察局『民生活業の実施状況に関する実態調査結果報告書』1988年

第8図 事業分野別民生活プロジェクト数(都市部・町村部)



注1 裸数字は事業主体数(事業実施予定を含む。)で、()書きは構成比である。

2 一つのプロジェクトが複数の事業主体により実施されている場合があるため、事業主体数は978と実数よりも多くなっている。

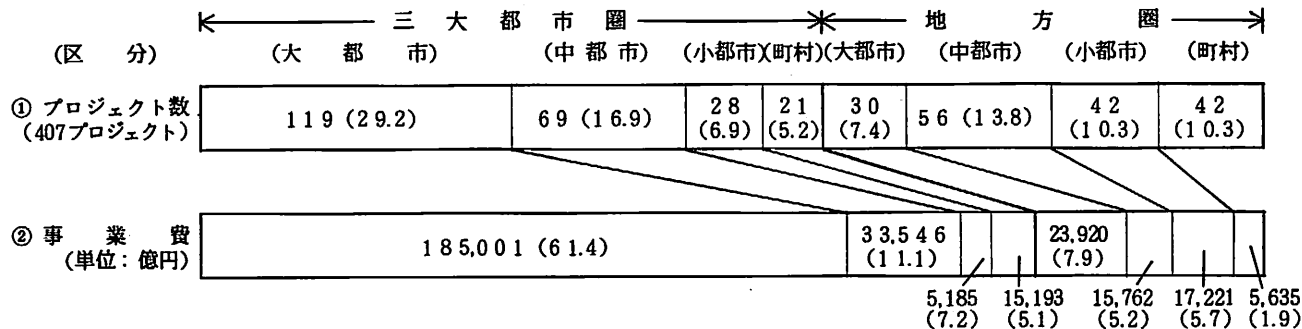
総務庁行政監察局「民活事業の実施状況に関する実態調査結果報告書」 1988年
第9図 民活プロジェクトの事業主体の公的部門、民間部門別分布状況

いる。

そして、特徴的なことは、30兆円の事業費のうち、第10図のように三大都市圏で約80%を占めるといように、地域・都市開発事業の「民営化」は、「著しい大都市集中」をもたらしていることである。

これは事業の公共性よりも採算性が重視された当然の結果である。

国庫補助金との関連でより重要な特徴は、「地域開発の国際化」であろう。1988年にはアメリカに次いで第2位の91億ドル(約1兆3,000億円)に甘んじたが、89年の実績では世界第1位となるのが確実視されている日本の政府開発援助(OA)がその主役である。87年に通産省が提唱した。「ニューAIDプラン」(新アジア工業化総合協力プラン)は「援助、直接投資、輸入が三位



註1. 都市部間に、又は都市部と町村部にまたがるプロジェクトについては、事業の主たる実施地域に掲示した。

2. () 書きは構成比である。

(資料) 総務庁行政監察局『民活事業の実施状況に関する実態調査結果報告書』1988年

第10図 民活プロジェクトの都市・町村別事業費の状況

一体となった総合的経済協力パッケージ」であり、自国の大企業の相手国へ進出を容易にするために、道路・通信・発電所などのインフラ整備と進出企業への融資の拡充に ODA を効率的に注ぎ込む構想である。国内でカットされた地域開発補助金は、途上国への援助の形式をとって、多国籍大企業の海外進出を支援し、国内で減少した建設業界の事業量を海外でカバーしようという訳である。

通産省は途上国のみならず、オーストラリアにテクノポリスを輸入する計画（「マルチ・ファンクション・ポリス」）さえも推進しており、今や、国内外の地域開発の関連を視野に入れることが不可欠となったが、この点は今後の検討課題として、次に進もう。

(2) 「新産都市」から「テクノポリス」と「リゾート」へ

地域開発補助金の新動向を具体的に検討するために、「テクノポリス（法）」と「リゾート（法）」を取り上げて、高度成長期の地域開発の典型と呼ばれた「新産都市（法）」との比較を試みながらみていこう。

まず最初に、地域開発法の枠組み上の特徴をみておこう。

第 2 表のようにそれぞれの地域開発法において地域指定を受けることに伴わない地方自治体が受けとる財政特例は、主に国庫補助金、地方債、地方交付税のそれぞれにおいて準備されている。補助金については、補助対象の拡大、補助率の引上げ、総合補助金の 3 種類、地方債では適債事業の拡大、充当率の引上げ、元利補給の 3 種類、地方交付税では、地方税減収補填と公債費算入という手法がある。

それぞれをどのように組み合わせるかは、開発目的、手法、時代背景によって異なるが、補助率の引上げ（カサ上げ）措置のような国庫補助金に関する特例は、60年代の地域開発立法には一般的であったが、中央政府の財政危機に伴ない70年代以降は例外的となった。高度成長期の地域開発計画である「新産都市」の場合には第 3 表のように、国庫補助金のカサ上げ（市町村に対する特例）、地方債の充当率引上げと元利補給（県に対する特例）そして地方交付税による地方税減収補填という 3 点セットからなる手厚い財政特例が準備された。これに対して、80年代地域開発の切り札と目されたテクノポリスの

第2表 主な地域財政特例一覧

区分	法律名	財政		
		国庫補助負担金		
		対象の 拡大	補助金負担率の 引上	総合補 助金等
(1) ブロック 法	後進地域特例法 1961		○	
	首都圏・近畿圏及び中部圏整備法(北海道開発事業) 1966		○	
(2) 特定地域 振興	離島振興法 1953	○	○	
	過疎地域振興特別措置法 1980	○	○	
	辺地財政特例法 1962			
	山村振興法 1965	○		
	奄美群島振興開発特別措置法 1954	○	○	
	小笠原諸島振興特別措置法 1969	○	○	
	沖縄振興開発特別措置法 1971	○	○	
	豪雪地帯対策特別措置法 1962	○	○	
	積雪寒冷地域道路特例法 1956	○	○	
	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 1952	○		
	総合保護地整備法(リゾート法) 1987			
(3) 工業開発 による地 域振興	半島振興法 1985	○		
	多極分散型国土形成促進法 1988			
	新産・工特財政特例法 1965		○	
	産炭地域振興臨時措置法 1961		○	○
	低開発地域工業開発促進法 1961			
	工業再配置促進法 1972			○
	農村地域工業等導入促進法 1971			
	高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法) 1983			
地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(頭脳立地法) 1988				
(4) 特定施設 周辺地域 の整備	新東京国際空港周辺整備財特法 1970		○	
	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 1974			○
	水源地域対策特別措置法 1973		○	
	発電用施設周辺地域整備法 1974			○
(5) 特定地域 プロジェ クト	筑波研究学園都市建設法 1970		○	○
	琵琶湖総合開発特別措置法 1972		○	
	関西文化学術研究都市建設促進法 1987			

(資料) 自治省地域政策室

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

の 特 例 措 置						備 考
地 方 税			地 方 公 付 税			
適債事業 の拡大	充当率の 引上げ	元利(利 子)補給	地方税減 収補填	公債費 入	その他	建設代行 等
	○	○	○			
○ ○	○ ○		○	○ ○		建設代行 建設代行
			○			建設代行
○ ○			○ ○ ○	○		建設代行
	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
						下流負担
			○			下流負担

第3表 新産業都市建設に係る財政上の特別措置の内容

区 分	財 政 上 の 特 別 措 置		税 制 上 の 特 別 措 置
	県事業に対する措置	市町村事業に対する措置	県 及 び 市 町 村
対 象 事 業	住 宅 道路・港湾・空港・漁港等 その他政令で定める主要施設 (河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、都市公園)	住 宅、下水道 道路・港湾・空港・漁港等 教育施設及び厚生施設 その他政令で定める主要施設 (河川、海岸、都市公園、中央卸売市場)	・該当税目、補償期間 (1)不動産取得税……その都度 (2)固定資産税(市町村税)……3か年 ・摘要基準 減価償却資産の取得価格が5億円以上かつ増加雇用者数が50人を超えるもの
特別措置事項	①地方債充当率の引き上げ ②地方債の利子補給	③国庫補助率の引き上げ	④地方交付税による減収補償
対象事業補助率等の内容	対象地方債 40～65発行債 利子補給期間 40～70年度 利子補給率 (当該地方債の発行を許可された年度後10年以内) 利子補給率 (当該年率 - 4.5%) \times $(\frac{1-A}{1-B})$ A: 関係県のうち最も低い財政力指数 B: 当該県の財政力指数 (1を超えるときは1とする。) (当該年度の不交付団体を除く。)	対象事業 40～65年度 嵩上げ率 $\cdot 1 + 0.25 \times \frac{D-C}{C} \times (0.5 + 0.5 \times \frac{0.72-B'}{0.72-A'})$ A': 関係市町村のうち最も低い財政力指数 B': 当該市町村の財政力指数 (0.72を超えても実数を用いる。)ただし内 が0.2に満たないときは0.2とする。 C': 当該市町村の標準負担額 D': 当該市町村の実際の負担額 (ただし、 $2C \geq D \geq C$)	

場合には地方交付税での地方税減収補填の措置のみであり、リゾート法の場合でもそれに加えて、地方債適償事業の拡大にとどまっている。いずれも補助金のかさ上げという有利な財政特例は準備されていないのである。

以上のような法律の枠組みの相異を念頭において、より詳細に比較検討していこう。

1962年に制定された、「新産業都市建設計画」は、「全国総合開発計画」で打ち出された拠点開発方式の具体化として位置づけられ、「工業整備特別地域整備計画」(64年)とともに高度成長期の典型的な地域開発政策である。

拠点開発方式とは三大都市圏とその周辺部を除いた地方圏の中で、集積利益の期待できる地区を拠点として集中的に開発し、周辺地域への波及効果を通じて地方圏の発展を導こうとする方式であり、石油化学・鉄鋼・火力発電所などからなる臨海コンビナートの造成がその主流であった。

それゆえ、産業基盤整備として、大型タンカーの接岸できる港湾、産業道路、広大な工場用地、工業用水道施設等をワンセットで造成する必要がある、公共投資も巨額になると想定された。この公共投資は国や公社・公団が直接実施するとともに、指定区域の県と市町村を事業主体として実施された。それゆえ、もともと財政基盤の弱い地方自治体を主体として巨額の投資を行なう必要があったため、第2表のような手厚い財政特例が措置されたのである。地方自治体は、中央政府の指定を受けるべく、空前の陳情合戦を繰り広げ、結局、新産都市15地区、工特地域6地区が指定を受けて企業誘致に走り廻った。このようにして、中央政府の補助金に依存して地域整備を行い、大企業の誘致を競い合う「外来型」地方開発の原型が生み出されたのである。

では、新産都市建設のバランス・シートはどうなったであろうか、つまり新産都市はどれだけの公共投資を行いどのようなインパクトを地域社会に与えたであろうか。新産都市の「優等生」である大分市を例に挙げてみよう。

大分新産業都市の公共投資実績は第4・5表のように第1～3次(1964～85年)までに1兆4,000億円に達している。このうち、県の負担分は2,445億円、市町村の負担分は1,843億円に過ぎず、残りは国及び公社公団の負担であり、また第6表のように市町村への国庫補助金のかさ上げ額は92億円、県への地方債かさ上げ額は143億円となっており、国からの様々な支援を得ている

第4表 大分新産都市における事業別投資実績 (名目値)

(単位: 百万円)

	第1次 (1964~75)	第2次 (1976~80)	第3次 (1981~85)	計	第4次 (1986~90)	
工場用地	42,834	23,165	16,211	82,210	13,620	
工業用水道	9,551	2,076	1,674	13,301	14,012	
輸送施設	93,191	115,486	103,371	312,048	116,159	
通信施設	47,067	43,325	51,700	142,632	-	
国土保全施設	20,304	24,941	27,205	72,450	26,985	
生産関連計	213,487	208,993	200,231	622,711	170,776	
住宅・住宅団地	54,094	210,181	226,775	491,050	246,691	
水道・下水道	23,181	34,618	37,013	94,812	71,530	
教育・厚生施設	23,663	38,038	45,679	107,380	45,984	
職業訓練施設	265	1,153	1,549	2,967	635	
公園・緑地	5,990	17,755	11,572	35,317	17,021	
その他	11,566	13,206	17,145	41,917	36,564	
生活関連計	118,759	314,951	339,733	773,443	418,425	
合計	332,246	523,944	539,964	1,396,154	589,201	
シェア (%)	生産関連	64.3	39.9	37.1	-	29.0
	生活関連	35.7	60.1	62.9	-	71.0

(資料) 大分県企画総室『大分地区新産都市の概況』1987年

第5表 大分新産都市における投資額の事業主体別・経費負担別内訳

(単位: 百万円・%)

区 分		1次(64~75)	2次(76~80)	3次(81~85)
事業主体別	国直轄事業	24,746 (7.4)	48,520 (9.3)	37,272 (6.9)
	県事業	129,608 (39.0)	121,215 (23.1)	119,607 (22.2)
	市町村事業	72,093 (21.7)	103,880 (19.8)	118,401 (21.9)
	公社公団等事業	105,799 (31.9)	250,329 (47.8)	264,684 (49.0)
	計	332,246	523,944	539,964
経費負担別	国庫負担	87,946 (26.4)	129,780 (24.8)	116,721 (21.6)
	県負担	87,579 (26.4)	79,015 (15.1)	77,906 (14.4)
	市町村負担	47,133 (14.2)	63,256 (12.1)	73,892 (13.7)
	公社公団等負担	109,588 (33.0)	251,893 (48.0)	271,445 (50.3)
	計	322,246	523,944	539,964

(資料) 大分県企画総室『大分地区新産都市の概況』1987年

第6表 大分新産都市における財政措置の歳入全体に占めるウェイト

(a) 県に対する措置 (地方債嵩上げ額及び利子補給額)

(単位: 百万円)

区分	1965~75	76~80	81~85	81	82	83	84	85
歳入総額 (A)	-	-	-	357,765	376,337	372,464	365,805	388,713
新産債(B)	6,597	9,273	6,482	1,700	1,427	1,324	1,057	1,334
うち嵩上げ分 (C)	3,979	6,166	4,133	1,074	821	840	667	731
(B)/ (A)	-	-	-	0.48%	0.38%	0.36%	0.29%	0.34%
(C)/ (B)	-	-	-	0.30%	0.22%	0.23%	0.18%	0.19%
利子支払額	1,334	2,656	4,688	862	939	970	973	944
利子補給額	650	1,352	2,382	442	486	498	490	466

(資料) 大分県企画総室『大分地区新産都市の概況』1987年

(b) 市町に対する措置 (国庫負担嵩上げ額)

(単位: 百万円)

区分	1965~75	76~80	81~85	81	82	83	84	85
対市町象数	2~6	3~5	2	2	2	2	2	2
歳入総額 (A)	-	-	-	89,368	36,407	102,877	75,944	84,394
国庫負担嵩上げ額	3,652	4,105	-	251	156	322	269	455
(B)/ (A)	-	-	-	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%

(資料) 大分県企画総室『大分地区新産都市の概況』1987年

第7表 大分新産都のバランスシート (新産都建設と大分市財政)

新産都建設による市税の増収額(1964~75年)	140 億円 8,700 万円(a)
市の新産都建設投資額(1964~75年)	361 億円 300 万円
建設投資のうちの資金回収額	173 億円 5,000 万円
「実質」投資額	187 億円 5,300 万円(b)
(a)-(b)	△ 46 億円 6,600 万円

(出所) 奥田宏司「大分新産都と大分県・市財政」

大分大学経済研究所『研究所報』1978年

第8表 富山・高岡新産業都市事業進捗率

I 生産関連施設

	第一次計画 (1964~75)				計画額
	計画額	実績(名)	実績(実)	進捗率	
1 工業用地	20,403	29,231	24,292	120.0	25,500
2 工業用水道	8,340	13,296	8,887	106.6	17,887
3 輸送施設	86,608	133,442	95,909	110.7	114,988
4 通信施設	44,034	69,529	34,695	78.8	30,600
5 国土保全施設	28,322	51,235	51,235	129.3	72,896
小計	187,707	271,217	200,607	106.9	261,871

II 生活関連施設

	第二次計画 (1964~75)				計画額
	計画額	実績(名)	実績(実)	進捗率	
6 住宅及び住宅用地	67,005	59,336	45,191	67.4	104,696
7 水道及び下水道	30,236	26,910	19,816	65.5	57,405
8 教育及び厚生施設	15,255	34,924	26,633	174.8	44,364
(1) 教育施設	10,231	22,086	17,299	168.4	29,199
(2) 厚生施設	5,024	12,118	9,434	187.8	15,165
9 職業訓練施設	904	571	490	54.2	75
10 公園緑地	2,900	3,176	2,352	81.1	24,220
11 その他	20,000	13,285	10,536	52.7	42,259
小計	136,300	138,202	105,047	77.1	273,019

生産・生活合計	324,007	409,419	305,654	94.3	534,890
---------	---------	---------	---------	------	---------

注1 実績額(第一次=1964年価格 第二次=75年価格 第三次=80年価格)

注2 第三次計画の1985年度は計画額

(資料) 富山県企画開発部

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

(単位：百万円・%)

第二次計画(76～80)			第三次計画(81～85)			
実績名	実績実	進捗率	計画額	実績名	実績実	進捗率
4,580	3,985	15.6	8,900	5,495	5,553	62.4
10,029	9,041	50.5	14,855	5,763	5,814	39.1
148,605	148,605	111.7	226,998	230,974	232,972	102.9
46,824	46,824	133.0	40,800	40,800	47,558	116.6
73,968	73,968	87.5	110,871	110,871	80,860	72.9
284,006	284,006	93.9	402,424	402,424	372,906	92.7

第二次計画(76～80)			第三次計画(81～85)			
実績名	実績実	進捗率	計画額	実績名	実績実	進捗率
127,700	127,000	122.0	196,206	228,003	229,739	117.1
40,217	36,711	64.0	77,035	69,908	70,506	91.5
53,599	45,734	103.1	102,305	92,647	93,212	91.1
33,459	28,680	98.2	48,529	36,508	36,714	75.7
20,140	17,054	112.5	53,776	51,986	51,982	96.7
-	-	-	125	-	-	-
18,306	15,827	65.3	24,540	22,342	23,514	95.8
39,732	35,001	82.8	32,097	33,849	34,177	106.5
281,111	281,111	103.0	412,137	447,748	451,146	109.5

610,039	527,051	98.5	814,561	817,510	824,052	101.2
---------	---------	------	---------	---------	---------	-------

ことがわかる。

このようなインフラストラクチャの整備に誘引されて、石油精製（九州石油）、石油化学（昭和電工グループと新日鉄化学）、鉄鋼（新日鉄）、火力発電所（九州電力）からなる鉄鋼＝石油化学コンビナートが形成された。

だが、大分新産都市のバランス・シートは赤字であった。第7表のように第1次計画期間中に新産都市建設に伴う大分市税の増収額から、大分市の新産都建設投資額（工場用地売却など資金回収額を差し引いた額）を引くと約47億円のマイナスとなっているのである。

そればかりでなく、自治体財政にとって過重な生産基盤投資が優先されるため、福祉、教育、医療など生活関連投資が犠牲にされて行政水準が低下し、また、公共事業財源としての起債残高が膨らみ自治体財政危機を招くことにもなった。

さらに、コンビナート企業は原料の石油や鉄鋼石を輸入し、製品は地元で加工されることなく、大都市周辺に送られるために、地域産業連関が不充分で、生産誘発効果にも乏しい。おまけに、地域内で生みだされた利潤も本社の所在する大都市圏に還流してしまうため、所得効果も小さいのである。

日本海沿岸地域において唯一の成功例とみなされる富山・高岡新産都市の場合にも事態は同様であった。

まず、同地区には第8表のように第1～3次(1964～85年)に総額1兆7,000億円の公共投資が集中し、アルミ精錬を筆頭に、アルミ加工、火力発電所からなる臨海コンビナートを形成した。

だが、ここでもバランス・シートは赤字である。第9表のように新湊市に建設された富山新港への新規立地企業による税増収額を工場用地売却など、資金回収額から新港関連整備投資額を差引くと国・県・市の合計で489億円の赤字となる。

しかも、臨海部の工業用地は30%が売れ残り、揚げ句の果てに主役の住友アルミが1986年に円高の中で撤退してしまい、新産都特別会計の債務は137億円を抱えたまま、窮地に立っているのである。

以上のように、新産都市はテクノポリスに比べれば手厚い財政特例を得たにもかかわらず、地域開発としては失敗したのである。

第9表 富山・高岡新産都市臨海工業地帯造成の
財政バランスシート

(単位: 百万円)

	国	県	市	計
新港関連基盤整備投資額 (A)	28,889	64,971	1,871	95,731
新港立地企業による 税増収額 (B)	6,271	7,803	7,743	21,817
工業用地売却、港湾使用 料など資金回収額 (C)		24,989		24,989
(B+C) - A	△22,618	△32,179	5,872	△48,925

出表1 富山県税務、財政課調べから作成。新港分の県民、事業税では、一部事業所の県内他地区（出張所や分工場）分も含まれており、高めにしている。

表2 上欄で市とあるは、新湊、高岡両市のことで数字は合計したもの。税増収の国欄は、国税（法人税）で、新湊、高岡市民税からの各年度の税率をもとに逆算。各工場の均等割分も含めて計算しているため、実際よりは高めに出る。資金回収額は、県土地対策課と港湾課の調べに、企業局調べをもとにあん分計算したものの合計。最下欄△印はマイナス。1980年度までの累計。

(出所) 北日本新聞社編集局編『幻の繁栄新産都市20年の決算』1984年

その原因は先に述べた点に加え、ほとんどの新産都市が画一的な臨海コンビナート造成に夢をいだき、過当競争をひきおこしたためでもある。

新産都市が失敗した今一つの理由は、70年代の二度のオイルショックと80年代以降の円高定着の中で素材型重化学工業が国際競争力を失い、撤退・整理したためであった。しかし、ハイテク・情報化の進展の中で、IC産業、コンピューター・ソフトウェア業などの新しいリーディング産業が登場すると、地域開発政策も衣を一新することになった。

通産省の『80年代の通産政策ビジョン』（80年）において提唱され、83年に立法化されたテクノポリス構想が80年代の地域開発のエースとして登場したのである⁽³⁾。

新産都市計画と比較しながら特徴を明らかにしていくと、まず第一に、テクノポリスはコンビナートに代わりハイテク産業の「誘致・導入」を出発点におき、そのための基盤整備として道路や空港などのハードのインフラストラクチャ整備だけでなく、ハイテク人材の（再）教育のための大学・研究機関の充実と、ハイテク人材の住宅の整備、すなわち「産」「学」「住」の三

位一体的開発計画である。

第二に、工場誘致一本楯ではなく、誘致したハイテク企業のテクノロジーを地元企業に移転し、地域技術の水準を高めようとするものであるだけに、導入型と内発型との調整が重要視されてくる。

第三に、高度成長期と異り、中央政府の財政危機下でのマネーセイビングな地域開発政策であるために、財政特例も地方税の減収を交付税によって補填することだけに止まり、国の補助金に依存せずに、単独事業や民活手法で、研究開発機能の向上を果たすことが求められている。これは「地方行革」の唱える「選択と負担」のテクノポリス版といってもよいだろう。

このため、地方自治体にとってテクノポリスの指定を得ることによって受ける財政的メリットは乏しいといえる。国庫補助金のかさ上げ措置がない上に空港、道路などのインフラストラクチャも既設のもの組み合わせや一部拡充、あるいは計画中のものは早期着工などによって間に合わせ、工業技術センターの建設など新規事業は専ら、単独事業によって、自治体の負担によって整備されていくことになった。

それゆえ、テクノポリス関連公共事業費の総額も狭義に解釈して把握してみると極めて少額である。例えば、大分県と富山県におけるテクノポリス計画関連公共工事は第10・11表によれば最近5年間の合計でそれぞれ561億円と896億円であり、新産都の第3次分(81~85年度の5年間)の1/10程度にすぎないのである。

テクノポリスのインフラストラクチャ整備のもう一つの特徴は、地域技術の高度化を目的とした技術・研究開発体制の整備に力点が置かれていることである。富山テクノポリスでは付属資料3のように県立大学の施設拡充、県立工業技術センターの拡充、技術交流センターなどが単独事業で整備され、研究費に関しては、中小企業庁の地域フロンティア技術開発補助金等や科学技術庁の研究開発補助金に加えて、付属資料4のように地元経済界からの出捐金を募り、技術開発基金などとして運用している。このように研究費の地元負担が「内発型」として要求されてくるわけである。

ともかく、地方自治体にとってテクノポリスの地域指定による財政上のメリットが少ないことは、とりたてて指定を受けない地域でも「自助努力」で

第10表 大分テクノポリス関連公共事業の進捗状況 (総括表)

区 分	事 業 費				
	1984	85	86	87	88
工業用地	824	585	117	964	70
工業用水道	0	64	65	0	0
住 宅	236	136	297	323	555
道 路	3,677	3,592	3,610	4,581	4,907
そ の 他	5,516	5,717	4,590	6,757	8,965
総 計	10,253	10,094	8,679	12,625	14,497

(単位：百万円)

目標年度(1990年度)までの総事業費 (A)	88年度末(見込を含む)までの総事業費 (B)	進 捗 率 B/A(%)
3,275	2,560	78.2
150	129	81.1
2,597	1,547	59.6
27,988	20,367	72.8
50,599	31,545	62.3
84,618	56,148	66.4

(資料) 大分県企画総室

テクノポリス建設が可能になることを意味しており、ハイテク企業誘致をめぐって自治体間競争が激化している時期に地域指定の優位性を発揮できないことになろう。

事実、テクノポリスの指定を受けなかった石川県は、独自に最高限10億円という破格の「先端産業誘致条例」を設定し、同時に約100億円を投じて工業技術センターの機能アップを果たし地方圏の中では有数の研究開発力を備えるなど、「実質テクノポリス」路線を採りハイテク企業の誘致に際しても5年間に14社15工場を迎え、富山県よりも優位に立っているのである⁽⁴⁾。

このように、テクノポリスは補助金依存から脱却し、自助努力でハイテク化を成し遂げる開発政策であるという面が強いのである。この点について、通産省の官僚自身が補助金の少なさを次のように自慢することになる。

第11表 富山テクノポリス関連公共事業の整備状況

区 分		目標供給量 A	1984	85	86
工業用地	事業量	1,736	1,551	1,567	1,621
	事業費	2,348	1,036	585	414
工業用水道	事業量	431	345	347	356
	事業費	38,051	834	1,258	1,173
住 宅	事業量	6,300 ^戸			
	事業費	38,651	16,504	1,307	2,502
道 路	事業量	44,192 ^m			
	事業費	35,425.6	9,737.5	3,180.9	4,923.1
街 路	事業量	12,488 ^m			
	事業費	17,412	3,300.3	1,789.9	2,164.3

(単位：百万円)

87	88	89	合 計 B	今後の整備	進 捗 率 B/A %
1,635	1,649	(1,664)	1,649		94.5
199	38	(76)	2,272		96.8
359	360	(361)	364		83.5
1,740	1,796	(2,277)	33,750		88.7
			4,838 ^戸		76.8
3,319	3,311	(3,519)	26,943	8,484	70.0
		4,043 ^m	34,330 ^m		77.7
4,343.7	4,307.4	(4,075)	26,492.6	4,479	74.8
		1,441 ^m	9,736 ^m		78.0
2,860.4	2,389.7	(2,425.4)	12,504.6	249	71.8

(資料) 富山県商工労働部商工振興課

「かつての新産・工特に比べるとテクノポリスによって与えられる国からの補助金は微々たるものである。税制上の恩典もそれ程大きいものではない。そして、この補助金の少なさが地方に経営感覚を芽生えさせ、知恵を働かせる素地を作っている⁽⁵⁾。」

一方、自治体関係者はテクノポリス指定をどう受けとめたであろうか。熊本県では、「指定の財政的メリットが大きくないのは承知しているが、『テクノポリス』という看板を掲げることによって、地元住民に対しても、企業誘致を働きかけるにあたってもこれだけで効果がある。」と宣伝効果としてドライに受けとめている。

独自に実質テクノポリス路線を行く石川県の担当者は次のように語っている。

「テクノポリスの指定の要件を満たそうとするといろいろと内容的に制約を受けます。通産省の基準に従えば企業誘致を最も必要とする能登地域が指定から漏れ、結局、金沢市周辺との間で格差が拡大してしまうことになります。」

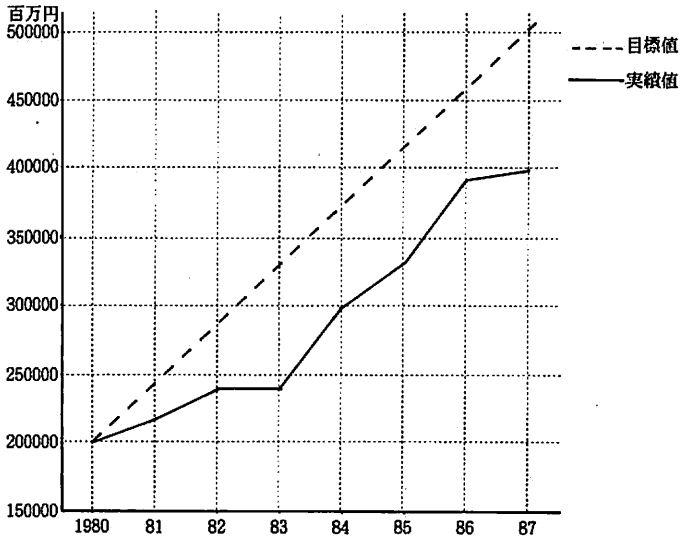
つまり、テクノポリスは、コンビナートの基盤整備のような巨額の補助事業を伴わなないために、そして、ハイテク企業の立地特性はフットルースであるために地域指定を受けることは限定的な意味合いしかないといえよう。

さて、テクノポリス計画の達成率はどのような状況であろうか。第11・12図のように大分テクノポリスも富山テクノポリスも工業出荷額、従業者数のいずれの目標に対しても芳しくない。

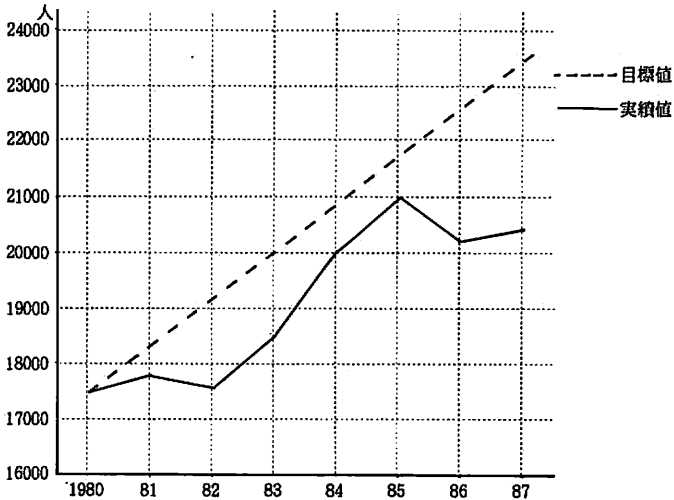
この理由は、ハイテク企業の立法特性と民活型プロジェクトの大都市集中の双方によるものである。

ハイテク企業、とりわけその頭脳部分はフェイス・トゥー・フェイスの情報があふれる大都市に立地する。一方、その手足ともいべき量産型工場は、85年プラザ合意以降の円高の中で海外立地を基本戦略にしているために、地方圏とりわけ、九州などの周辺部ではハイテク企業立地の環境が厳しいのである⁽⁶⁾。加えて、大都市圏の民活プロジェクトはインテリジェントビルやサイエンス・パークなどのハイテク・情報産業の集積地づくりを狙っている。このため、テクノポリスによる研究開発センターより、はるかに強力な磁力を発揮することができるのである。

(a) 工業出荷額（従業者4人以上）－テクノ地域



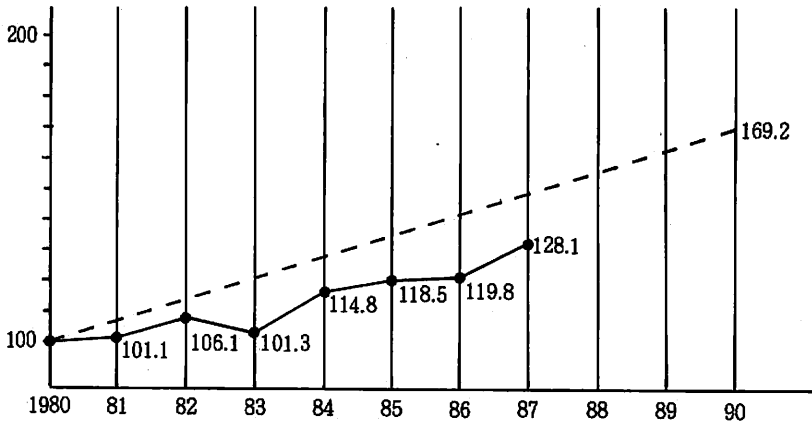
(b) 工業従業者数（4人以上）の推移－テクノ地域



第11図 大分テクノポリスの目標と実績

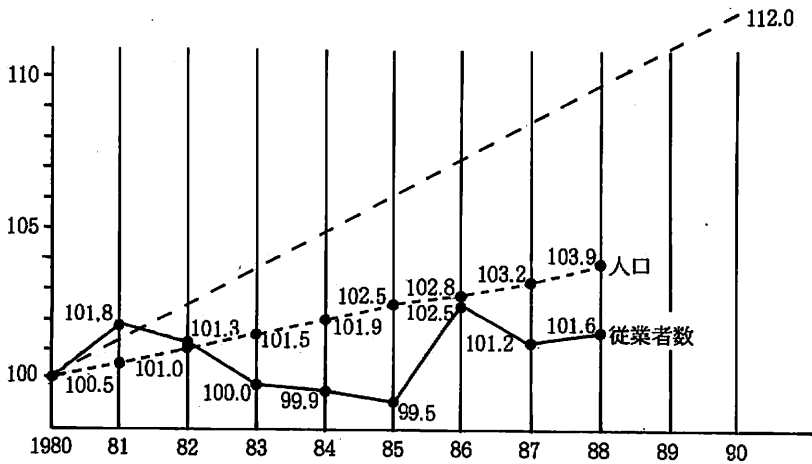
(a) 工業出荷額

(1980年出荷額を100とした指数)



(b) 工業従業者数

(1980年従業者数を100とした指数)



第12図 富山テクノポリスの目標と実績

このように「自助努力によるテクノポリス計画」は、民活型インテリジェントシティ」と競争して苦境に立っているのである。

さて、文字どおり民活事業として打ち出された「リゾート法」(「総合保養地域整備法」)は、工場誘致に代えて、民間リゾート施設誘致を目玉にした地域開発政策である。

誘致手法としては、進出するリゾート業者に税制上の特例を与え、低利融資と無利子融資をインセンティブとし、対象の自治体に対しては地方税減収分を交付税で補填し、地方債適債事業の拡大によってリゾート関連のソフトな基盤整備に対応しようとしている。

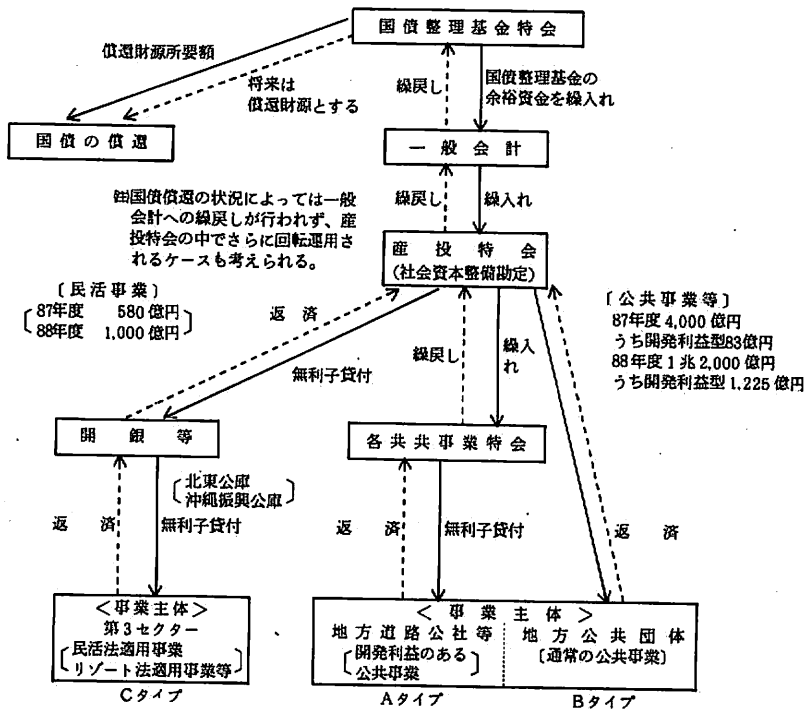
しかし、何といっても大きな魅力は、リゾート業者にとって自然公園、農業振興地域、里山地域などで開発許可に関する「規制緩和」が盛り込まれていることであり、すでにゴルフ場公害の急速な拡大とそれに対する住民運動も急速に高まっている。

現在既に、全国17ヶ所で開発構想が承認を受けているが、審査中のものも含めると38ヶ所となり、この国は現実に総リゾート列島と化そうとしている。

計画の枠組みは公共事業の年次計画が明示されず、10年間にわたる民間投資額の子予想が明示してあるのみで、極めてルーズなソフトなものとなっている。つまり、就業者数、付加価値額などの目標数値は明示されていないのであるから、地域開発の目標、効果など基本的事項について地方自治体が責任を持って進めるといよりは、民間業者に自由に自然環境の改造を任せてしまうということになろう。

しかも、リゾート業者により多くのインセンティブを与えようと、NTT無利子融資の配分を受けることができる。これはリゾート法指定地域内で、第三セクターが事業主体となった場合、第13図のCタイプのようにNTT株式売却収入を財源として、日本開発銀行等から、無利子で貸し付けることによってリゾート施設誘致を活発化しようというものである。まさに、電々公社の「民営化」によって生み出した財源によって地域開発の「民営化」を推進するという一石二鳥の計画である。

しかしながら民活事業という形式ではあるが、地方自治体にとっては主務官庁の認可を取りつける必要があり、官庁は補助金を支出する代りに、融資



第13図 NTT株式売払収入の活用による社会資本整備の資金フロー図

枠の分配を通じて自己の権益を貫徹することになる。地方自治体はリゾート法の地域指定を受けるために、国土庁の採択基準に合致する構想をつくらねばならず、結局いずこも同じゴルフ場、スキー場、テニスコートの3セットとなっている。

自治体担当者の間では「ひとりのボーリング場と同じで、ブームが去ったあと乱立したリゾート施設がバタバタ倒産するだろう。ボーリング場なら跡地利用は簡単だが、ゴルフ場の場合は産業廃棄物の捨場所ぐらいにしかないんじゃないだろうか、第三セクターへの出資比率も万一の場合を考えて最低限にしておいた方がよいだろう。」とリゾート法への警戒感を示している。

だが、より心配されるのは、民活型リゾート開発が、ふるさと創生で沸き上がった内発的発展のエネルギーを吸収してしまうことである。次にこの点にも立ち戻ろう。

(3) 内発的発展と「ふるさと創生」事業

新産都市、さらには「2全総」や「日本列島改造論」が企図した外来型大規模開発が、70年代の2度の石油ショックによって破産する一方で、同じ頃、中央政府の補助金や大企業誘致に依存しない地域おこしの実践が成果を挙げつつあった。

宮本憲一氏は、これらの実践を「内発的発展」と名づけ、次のように定義した。

第一に、中央政府の補助金や大企業誘致に依存せず、地域の技術・資源・産業・文化を土台にした着実な発展をめざし、住民が自学自習で経営する開発事業である。

第二に、環境保全の枠の中で開発を考え、地域の自然、景観、アメニティを保全し、次世代にも引き継ぐ「持続的発展」である。

第三に、産業発展にあたっては、域内で可能な限り多様で緊密に結びついた産業連関構造をつくり上げ、利潤が域外に漏出することのない質の高い経済構造をめざす。

第四に、住民参加を制度化し、草の根民主主義に基づいて地域開発を進める⁽⁷⁾。

このような内発的発展の対極に位置するのが、新産都市を代表とする「外来型開発」であることは明らかである。

では、内発的発展は国庫補助金とどのような関係に立っているのだろうか。今やあまりにも有名になった北海道・池田町の町営ワイン事業を例に挙げてみよう。

1960年代初頭当時の池田町長、丸谷金保氏が過疎地の産業振興の一環として野生の山ブドウに着目して、ブドウ栽培に取り組みはじめ、このブドウからワインの醸造に乗り出し、町の職員ぐるみで研究を重ね、ついに「十勝ワイン」というブランドの確立に成功する。これは見事なサクセス・ストーリーであるが、ここには国庫補助金は無関係である。むしろ、ワイン醸造という

ユニークな町営事業を軌道に乗せるためには、中央官庁の規制の網の目をくぐり抜けるために大変な努力を要しているのである。また当時、ブドウ栽培については、果樹振興特別措置法に基けば、平均気温7℃以上の地域でなければ、補助金の支給を受けることができないという画一的な基準があったのである。十勝平野という寒冷地でブドウ栽培に成功することは当時の農林省の役人には予測されなかったのである⁽⁸⁾。

今一つ例を挙げよう。「梅クリ植えてハワイへ行こう」という合い言葉で企業の農業によって地域の活性化を実現した大分県大山町の場合には、国の農政に逆らって山村にふさわしい高付加価値の作物栽培に乗り出して成功した。大山町の農協長を長年つとめる矢幡治美氏は「水田に梅を植えるという転作を考えたのは昭和36年ですが、当時の日本の農政は米一俵増産運動ですから、農業構造改善事業の補助対象にはなりません」⁽⁹⁾と語っている。このように、内発的発展は地域の実情に根ざした地域振興策であるだけに、全国一律の画一的な補助事業の対象にならないのである。

しかしながら、補助金を全く拒否する姿勢であったわけではない。むしろ、地域の現実を無視して中央官庁の補助事業を導入しようという容易な姿勢ではなく、主体的内発的に地域を発展させようという確固とした自立性が両者に共通しているのである。

一方、池田町や大山町、そして大分県の湯布院町などの経験が全国的に評価されていくと、内発的発展のエネルギーを取り込んでいこうとする動きも登場するのである。

その一つが、83年に三全総フォローアップ作業のまとめとして国土庁が発表した「地域産業おこし」である。報告書は次のように語っている。「今後の地域の産業振興を図っていくためには、これまでの工業誘致を中心とした発想のみでは十分な対応ができなくなっており、今や、地域の主体性と創意工夫を軸とした新たな地域産業振興の発想を基本に据えていくべきものと考えられる。」この新しい発想を報告書は「地域産業おこし」と呼び、「地域産業おこしは、地域経済の自立的発展の基盤を形成することを目指すものであり、それには、新たな発想、手段により工業を誘致する態様(誘致型)と新たに産業をおこす場合も含め地元産業の振興を図る態様(内発型)とがある」⁽¹⁰⁾と

し、企業誘致・導入型プラス内発型への一定の軌道修正をしつつ、より少ない補助金で効果的に地域住民と自治体の統合をはかろうというのである。

すでに述べたテクノポリスがこの折衷方式であった。

「地域産業おこし」を県が中心になって推進した代表的なケースが大分県の平松知事が提唱した「一村一品運動」である⁽¹¹⁾。この運動は大山町や湯布院の成果をとり込んで、「一自治体に一つの国際的に通用する特産品」を作らせるという目標のもと、少ない財源で効果的に自治体間の競争を組織したという点で、全国に対して大きなPR効果を発揮したという点で、そしてさらに、少ない補助金にもかかわらず県行政に対する住民と自治体の求心力を高めたという点で実に巧妙な県主導の地域開発政策であった。しかも同時に、新産都市やテクノポリスの停滞を住民の眼から覆い隠す効果をも生んだのである。

こうした少ない財源で大きなPR効果を発揮し、効率的に地域を統合するソフトな地域開発政策は、鳴り物入りで宣伝された「ふるさと創生」事業にも共通している。

竹下元首相の内政上の目玉となったこの事業は全市町村（交付税の不交付団体を除く）に一律1億円を交付税として分配した「自ら考え自ら行う地域づくり事業」（1億円事業）が有名であるが、これとともに自治省では「ふるさとづくり特別対策事業」、地域総合整備財団（ふるさと財団）による「地域総合整備資金融資」「ふるさと市町村圏基金」といった関連事業から構成されるものとなっている。

このうち、1億円事業は、「『地方が知恵を出し、中央が支援する』という、これまでとは異った発想に基づいて」行なわれるものとされ、主に地域活性化のソフト事業が想定されている。自治省地域政策室のある幹部は1億円事業に期待されるものは(1)PR効果、(2)住民統合効果、(3)「ふるさと創生」の起爆剤の3つであるとしている。

実際、1億円事業は自治体の人口や面積などにかかわらず、一律に交付税として支給されたために、補助事業とは異って、補助金や地域指定を競い合うという姿勢ではなく、自ら住民のアイデアを募り、職員の知恵を出しあって、地域づくりを行なおうとする姿勢が芽生える契機となっている自治体もある。

地域活性化センターが89年11月に中間集計した結果によると「1億円事業」により内容の固まった事業は7195を数え、うち52%がソフト事業、40%がハード事業である。カテゴリー別に多いのがソフト事業では「人材育成」(住民の国外、海外派遣、リーダー養成等)そして「計画・組織づくり」(村おこし財団、基金等)次いで「イベント・フォーラム開催」(博覧会、サミット等)であり、ハード事業では「施設整備」(公園、プロムナード整備)、次いで「建築物建造」(モニュメント、記念塔等)となっている。ソフト事業だけでは、1億円を使い切れず結局ハード事業となった自治体が多かったようだ。

では、内発的発展の先進地では「1億円事業」をどのように受けとめたであろうか。

大分県湯布院町では、住民の1%を海外に派遣する事業にとり組み、小・中学生から一般成人まで120人あまりが西ドイツを始め海外研修に出かけた。湯布院町の地域おこしのモデルが西ドイツのクアオルト、バーデンバイラーであったことを考えると、今回の派遣者の中から次代のリーダーが育ってくるに違いない。

同じく大分県の大山町では、町内のCATVを使って「何に使うか1億円」というテレビ番組を企画して、テレビ討論会で使途を決めた。町の文化と歴史を伝承するために、歴史民族資料館を建設し、伝統芸能の振興のために使うことにした。

特徴的なことは、「自ら考え自ら行動する」ことは日常的な自治体の活動になっているために、ことさら1億円だけの使途にこだわらず、他の事業計画との関係を押さえて使途を決めていることである。

今はよい知恵が浮かばないので、とりあえず1億円の金塊を購入したというどこかの町とは対照的な姿である。

しかし、おおよそ、過疎の小さな自治体にとっては、今回の1億円交付税は好意的に受けとめられている。「交付税にも戸数割ならぬ自治体割があってもよいではないか」という意見の首長も出てきた。

また、「ふるさと創生」のハード事業として想定されている「ふるさとづくり特別対策事業」は自治体が「自らの企画により単独で行なう事業であって、地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりと多極分散型国土の形成を進

める上で……需要度の高い事業を……推進する」ものと位置づけられている。

この事業の特徴は単独事業ではあっても、対象事業費の75%を地域総合整備事業債で措置し(最高限55%まで交付税算入される)、事業費の15%についても交付税で措置されるため、最高限で56%をこえる実質上の高率補助金となることである。他方、通常の公共施設であればほとんどの施設が対象事業に認められるために、自治体にとって高い自主性が確保されることになる。

このような、起債(地域総合整備事業債)と交付税算入の組合せによる単独事業への高率補助の方式は、すでに84年の「まちづくり特別対策事業」によって先鞭がつけられたものであり、自治省主導型の地域おこし支援施策の一環であると考えられる。

また、「ふるさと財団」は地方自治体が「金融機関等と共同して、地域の創意工夫を生かす方向で民間事業活動を支援するための長期低利資金供給システム」と位置づけられ、やはり、利子分の $\frac{3}{4}$ を交付税算入によって措置することによって民間事業者に対象事業費の20%までを無利子で貸し付けるシステムである。前述したリゾート法の無利子融資(NTT・Cタイプ)の地方自治体版と見なすこともできよう。

さて、以上のような内容をもつ「ふるさと創生」事業の行財政システムは、従来からの各省庁別の「補助金に依存した行財政システム」に比較して、自治体の企画、運営における自主性を保障するものであり、運用次第では内発的發展にとって「一つの芽」となりうるものといえよう。

しかしながら、より本格的な「内発的發展を支える行財政システム」を構築していくためには、根本的な問題点を残している。

まず第一に、「自ら考え自ら行う地域づくり」は1億円の交付税の枠内にとどまるものではなく、本来、地方自治体の全ての事業・サービスにおいて買われているべきものである。

しかしながら、現状では、多数の補助事業のウラ負担として一般財源である地方税や交付税収入が充当されるために、「自ら考え自ら行う」領域が1億円に限定されているのである。

第二に、起債と交付税算入措置とによる単独事業への高率補助のしくみは、事業拡張型自治体に、より有利な交付税の配分をもたらすので、交付税の本

来の目的である地方自治体間の財政調整機能を損うことにつながる。

それゆえ、「内発的発展を支える行財政システム」を構築するためには、まず第一に、国と地方自治体との間の行政事務の再配分を行ない基礎的自治体である市町村へ権限を委譲し、必要な財源も賦与することが大前提となろう。

第二に、国庫補助金改革については全国的にみた政策的奨励的意味をもつ補助事業は廃止し、福祉・教育などの補助金は、序々に地方自治体への分権化をすすめる必要がある。

第三に、地方交付税を第二補助金とせず、財政的調整のシステムとして水平なので、民主的なシステムとして改革する必要がある。

そして第四に、地域づくりを「自ら考え自ら行う」ためにも、住民参加にもとづく狭域レベル（さしあたり小学校区単位）での協議機関を創設し、予算支出の優先順位を民主主義的に決定し、実践することが必要となろう。

おわりに

以上、地域開発における「分権化」と「民営化」の動向とその意味合いを探り、内発的発展の実践とその取り込み戦略とを分析してきたが、このトレンドは、石川県においても現われている。

すなわち、石川県下各地域における自主的・内発的・地域づくりの実践が進行する一方で、民間の大手開発業者によるリゾート開発が同時進行している。

白山麓一町五村は、「ふるさと創生1億円」を拠出して「白山連峰合衆国」を「建国」し、互いに競い合って、地域おこしをすすめている。だが、内発的発展の自信を欠く自治体は、大手資本を導入してゴルフ場やスキー場建設など外来型大規模開発への道を歩もうとしている。このため、これまで良好に保たれてきた白山麓一帯の自然環境が悪化する恐れが生まれ、自治体や地元資本の力で小規模だが質のよいリゾート地をめざして努力してきた成果が一挙に奪われかねないような事態が生じている。

「ふるさと」創生事業が唱える「自ら考え自ら行動する地域」とするために、内発的発展を基調においた、「白山連峰合衆国」づくりを推進することがいよいよ重要になっている。

付属資料1 地方自治体の歳入内訳

区 分	総 額	地 方 税			地 方 交 付 税		
		構成比	対前年度比伸び率		構成比	対前年度比伸び率	
1966年度	5,177,746	1,768,587	34.2	—	777,237	15.0	—
1967	5,926,311	2,149,522	36.2	21.5	947,020	16.0	21.8
1968	6,958,874	2,580,128	37.2	20.0	1,125,508	16.2	18.8
1969	8,305,229	3,090,179	37.2	19.8	1,460,845	17.6	29.8
1970	10,103,998	3,750,668	37.1	21.4	1,798,248	17.8	23.1
1971	12,179,449	4,235,746	34.8	12.9	2,101,423	17.3	16.9
1972	15,090,702	5,004,482	33.2	18.1	2,552,995	16.9	21.5
1973	18,217,086	6,491,286	35.6	29.7	3,131,848	17.2	22.7
1974	23,486,710	8,237,504	35.1	26.9	4,198,687	17.9	34.1
1975	26,044,417	8,154,841	31.3	△ 1.0	4,471,052	17.2	6.5
1976	29,503,523	9,564,091	32.4	17.3	5,187,400	17.6	16.0
1977	34,014,343	11,005,216	32.4	15.1	5,705,458	16.8	10.0
1978	39,133,798	12,237,054	31.3	11.2	7,039,981	18.0	23.4
1979	43,132,151	14,031,511	32.5	14.7	7,708,979	17.9	9.5
1980	46,803,074	15,893,807	34.0	13.3	8,113,971	17.3	5.3
1981	50,103,281	17,325,498	34.6	9.0	8,716,619	17.4	7.4
1982	52,167,701	18,628,645	35.7	7.5	9,177,615	17.6	5.3
1983	53,461,945	19,841,303	37.1	6.5	8,868,525	16.6	△ 3.4
1984	54,973,200	21,493,940	39.1	8.3	8,545,171	15.5	△ 3.6
1985	57,472,555	23,316,473	40.6	8.5	9,449,937	16.4	10.6
1986	60,074,817	24,628,223	41.0	5.6	9,830,889	16.4	4.0
1987	64,661,859	27,203,986	42.1	10.5	10,561,000	16.3	7.4

(資料) 『地方財政統計年報』

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

(単位: 百万円、%)

国庫支出金	普通建設事業に係る 国庫支出金		普通建設事業に係る 国庫支出金			地 方 債		
	構成比	対前年 度比伸 び率	構成比	対前年 度比伸 び率	構成比	対前年 度比伸 び率	構成比	対前年 度比伸 び率
1,261,292	24.4	-	501,889	9.7	-	407,158	7.9	-
1,404,835	23.7	11.4	565,480	9.5	12.7	340,233	5.7	△16.4
1,605,564	23.1	14.3	672,443	9.7	18.9	369,132	5.3	8.5
1,810,827	21.8	12.8	752,314	9.6	11.9	438,068	5.3	18.7
2,080,775	20.6	14.9	882,833	8.7	17.3	642,932	6.4	46.8
2,548,388	20.9	22.5	1,153,295	9.5	30.6	1,123,750	9.2	74.8
3,347,345	22.2	31.4	1,506,734	10.0	30.6	1,635,919	10.8	45.6
3,755,159	20.6	12.2	1,564,245	8.9	3.8	1,637,489	9.0	0.1
4,976,303	21.2	32.5	1,980,196	8.4	26.6	1,925,407	8.2	17.6
5,820,873	22.3	17.0	2,272,050	8.7	14.7	3,179,896	12.2	65.2
6,613,307	22.4	13.6	2,466,523	8.4	8.6	3,676,522	12.5	15.6
7,782,450	22.9	17.8	3,191,996	9.4	29.4	4,288,897	12.6	16.7
8,932,104	22.8	14.8	3,993,146	10.2	25.1	4,978,228	12.7	16.1
9,724,887	22.5	8.9	4,337,437	10.1	8.6	5,098,260	11.8	2.4
10,505,229	22.4	8.0	4,650,177	9.9	7.2	4,731,907	10.0	△ 7.1
10,935,706	21.8	4.1	4,687,508	9.4	0.8	4,909,385	9.8	3.8
11,040,540	21.2	1.0	4,453,791	8.5	△ 5.0	4,918,873	9.4	0.2
10,745,773	20.1	△ 2.7	4,367,997	8.2	△ 1.9	5,230,827	9.8	6.3
10,601,301	19.3	△ 1.3	4,276,095	7.8	△ 2.1	5,008,982	9.1	△ 4.2
10,418,145	18.1	△ 1.7	4,120,479	7.2	△ 3.6	4,499,125	7.8	△10.2
10,282,796	17.1	△ 1.3	4,081,325	6.8	△ 1.0	5,263,424	8.8	17.0
10,361,701	16.0	0.8	4,300,043	6.7	5.5	5,966,219	9.2	13.4

付属資料2(a) 普通建設事業費の推移 (補助・単独別)

都道府県

	区 分	総 額		財 源			
				国庫支出金		地 方 債	
1967年	補助事業	728,636	67.3	430,681	59.1	46,001	6.3
	単独事業	267,677	24.7	—	—	33,441	12.5
	国直轄	61,613	5.7	—	—	12,991	21.1
	その他	24,512	2.3	5,059	20.6	121	0.5
	合 計	1,082,439	100.0	435,740	39.3	92,554	8.6
1972年	補助事業	1,947,023	64.8	1,110,357	57.0	380,060	19.5
	単独事業	799,793	26.6	—	—	170,574	21.3
	国直轄	200,789	6.7	—	—	143,305	71.4
	その他	58,785	1.9	5,617	9.6	1,229	2.1
	合 計	3,006,390	100.0	1,115,974	37.2	695,168	23.1
1977年	補助事業	3,564,225	67.5	2,105,558	59.1	905,803	25.4
	単独事業	1,352,443	25.6	—	—	690,880	51.1
	国直轄	302,330	5.7	—	—	157,747	52.5
	その他	60,693	1.2	10,150	16.7	104	0.2
	合 計	5,279,661	100.0	2,115,708	40.1	1,754,534	33.2
1982年	補助事業	4,901,445	63.8	2,920,671	59.6	817,317	16.7
	単独事業	2,254,505	29.4	—	—	1,009,562	44.8
	国直轄	449,178	5.8	—	—	135,155	30.1
	その他	74,065	1.0	11,503	15.5	2,278	3.1
	合 計	7,679,193	100.0	2,932,174	38.2	1,964,312	25.6
1987年	補助事業	5,819,159	58.6	2,959,277	50.9	1,622,461	27.9
	単独事業	3,123,009	31.5	—	—	948,451	30.4
	国直轄	889,677	9.0	—	—	435,448	48.9
	その他	93,240	0.9	—	—	17	0.0
	合 計	9,925,086	100.0	2,976,419	30.0	3,006,377	30.3

(資料)『地方財政統計年報』

(単位：百万円、%)

内		訳	
税	等	そ	の 他
203,528	27.9	48,426	6.7
184,598	69.0	49,638	18.5
46,250	75.1	2,372	3.8
758	3.1	18,575	75.8
435,134	40.2	119,011	11.0
332,030	17.1	124,576	6.4
522,529	65.3	106,690	13.4
51,325	25.6	6,159	3.0
3,191	5.4	48,748	82.9
909,075	30.2	286,173	9.5
334,746	9.4	218,118	6.1
516,970	38.2	144,593	10.7
134,945	44.6	9,608	3.2
1,783	2.9	48,656	81.2
988,444	18.7	420,975	8.0
860,527	17.6	302,930	6.1
1,032,853	45.9	211,090	9.3
301,224	67.1	12,799	2.8
344	0.5	59,904	80.9
2,195,948	28.6	586,759	7.6
870,930	15.0	366,491	6.2
1,918,720	61.4	255,838	8.2
424,651	47.8	29,577	3.3
2,096	2.2	91,127	97.8
3,216,398	32.4	725,898	7.3

付属資料2(b) 普通建設事業費の推移 (補助・単独別)

市 町 村

	区 分	総 額		財 源			
				国庫支出金		県 支 出 金	
1967年	補助事業	291,460	43.6	92,631	31.8	49,344	16.9
	単独事業	336,039	50.3	—	—	20,578	6.1
	県営事業負担	27,685	4.1	313	1.1	579	2.1
	その他	13,456	2.0	624	4.6	2,315	17.2
	合 計	668,640	100.0	93,568	14.0	72,816	10.9
1972年	補助事業	1,156,143	44.2	386,101	34.0	128,760	11.3
	単独事業	1,302,156	50.7	—	—	71,003	5.5
	県営事業負担	65,869	2.6	1,280	19.4	1,034	1.6
	その他	65,183	—	3,380	5.2	7,136	10.9
	合 計	2,569,351	100.0	390,761	15.2	207,993	8.1
1977年	補助事業	2,738,637	50.0	1,070,775	39.1	333,428	12.2
	単独事業	2,500,395	45.7	—	—	108,474	4.3
	県営事業負担	103,539	1.9	1,313	1.3	1,141	1.1
	その他	132,051	2.4	4,201	3.2	20,849	15.8
	合 計	5,474,622	100.0	1,076,289	19.7	463,892	8.5
1982年	補助事業	3,884,182	47.7	1,515,184	39.0	575,576	14.8
	単独事業	3,917,325	48.1	—	—	164,856	4.2
	県営事業負担	157,621	1.9	1,676	1.1	1,396	0.9
	その他	183,819	2.3	4,758	2.6	27,933	15.2
	合 計	8,142,947	100.0	1,521,617	18.7	769,761	9.5
1987年	補助事業	3,541,247	39.6	1,313,697	37.1	535,397	15.1
	単独事業	4,961,531	55.5	—	—	178,868	3.6
	県営事業負担	226,090	2.5	1,510	0.7	1,677	0.7
	その他	212,206	2.4	8,418	4.0	29,476	13.9
	合 計	8,941,704	100.0	1,323,624	14.8	745,400	8.3

(資料)『地方財政統計年報』

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

(単位：百万円、%)

内 訳					
地 方 債		税 等		そ の 他	
74,054	25.4	53,986	18.5	21,445	7.4
64,379	19.2	177,030	52.7	74,052	22.0
4,019	14.5	19,217	69.4	3,557	12.9
849	6.3	1,612	12.0	8,056	59.9
143,301	21.4	251,845	37.7	107,110	16.0
357,190	31.4	214,351	18.9	52,741	12.5
407,422	31.3	647,448	49.7	175,983	13.5
19,192	29.1	36,839	55.9	7,524	11.4
12,453	19.1	8,223	12.6	33,991	52.2
796,257	31.0	907,161	35.3	267,239	10.4
1,056,095	38.6	205,273	7.5	73,066	2.6
968,892	38.7	1,145,150	45.8	277,879	11.2
60,825	58.7	28,555	27.9	11,405	11.0
16,181	12.3	18,169	13.8	72,651	5.4
2,101,933	38.4	1,397,447	25.5	435,001	7.9
1,116,079	28.7	547,001	14.1	130,342	3.4
1,286,767	32.8	2,000,916	51.1	464,786	15.9
55,535	35.2	81,401	51.6	17,613	11.2
10,941	6.0	35,925	19.5	104,262	56.7
2,469,322	30.3	2,665,243	32.7	717,004	8.8
1,139,403	32.2	445,997	12.6	106,771	3.0
1,310,873	26.4	2,993,671	59.1	538,149	10.9
100,073	44.3	101,282	44.8	21,548	9.5
34,472	16.2	49,154	23.2	90,686	42.7
2,584,821	28.9	3,530,104	39.5	757,125	8.5

付属資料3 富山テクノポリス主要プロジェクト総括表

プロジェクト名	概 要	実施場所
1 工業技術センターの整備	テクノポリス開発中の中核的試験研究施設の整備 延床面積 1,156㎡	高岡市
2 薬事研究所の整備	医薬品に関する研究所の移転・拡充。和漢薬、バイオ部門を強化 延床面積 2,595㎡	小杉町
3 技術交流センターの設置	富山技術開発財団の活動拠点 技術者、開発者の交流促進、技術研修、産業情報提供事業等実施施設の整備 延床面積 782㎡	富山市
4 富山大学工学部の移転拡充	工学部を高岡市から富山市五福に移転し、キャンパスを統合するとともに、設備を拡充	富山市
5 高岡短期大学の整備	工学系の国立の短期大学の整備	高岡市
6 生命科学センター(バイオ産業振興協会)の設置	バイオについての人材育成、情報収集、提供機関の設置	富山市
7 インダストリアル・デザインセンターの設立	デザインに関する情報収集、調査研究などの振興活動の中核拠点の設置	高岡市

註 上段が当初計画、下段が実績。

(資料) 富山県商工労働部商工振興課

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

建設主体 運営主体	事業費	整備スケジュール						
		1984	85	86	87	88	89	90
県	46億円	建設	建設	建設 オープン				
(県)	89億円	(中央研究所) 建設	(中央研究所) 建設	(中央研究所) 建設 オープン	(富山研究所) 基本構想 基本設計	(富山研究所) 実施設計 建設	(富山研究所) 建設 オープン	
県	15億円	実施設計 建設	建設 オープン					
(県)	12億円	実施設計 建設	建設 オープン					
富山技術 開発財団	2.9億円	実施設計 建設	オープン					
(同上)	2.6億円	実施設計 建設	オープン					
国	38億円	建設	建設 移転完了					
(国)	41億円	(工学部) 建設	(工学部) 建設 移転完了		(地域共同) 研究センター 建設 オープン			
国	32億円	実施設計 建設	建設	開校				
(国)	46億円	実施設計 建設	建設	開校				
県・民間	5億円			設置				
(同上)	0.1億円				(設立)			
富技財団	1億円			設置				
(同上)	3億円					設置		

付属資料4 富山テクノポリス基金の達成計画及び実績表
(公益法人の名称 富山技術開発財団) (設立年月日:

区 分		実		
		1982年度以前	83年度	84年度
基本財産	県		1,000	
	市 町 村			
	民 間			
	そ の 他			
	小 計		1,000	
技術振興基金	県			297,000
	市 町 村			
	民 間		20,000	138,900
	そ の 他			
	小 計		20,000	435,900
債務補償基金	県		20,000	49,000
	市 町 村		22,000	7,000
	民 間		10,000	34,297
	そ の 他			
	小 計		52,000	90,297
技術開発基金	県	161,000	20,000	
	市 町 村			
	民 間	150,100	25,000	
	そ の 他			
	小 計	311,100	45,000	
デザイン振興基金	県			
	市 町 村			
	民 間			
	そ の 他			
	小 計			
合 計	県	161,000	41,000	346,000
	市 町 村		22,000	7,000
	民 間	150,100	55,000	173,197
	そ の 他			
	計	311,100	118,000	526,197

(資料) 富山県技術開発財団

転換期における地域開発と国庫補助金の新動向 (佐々木)

1983年12月28日)

(単位：千円)

績		額 (単年度)		88年度までの 累計額 (A)
85年度	86年度	87年度	88年度	
				1,000
				1,000
	133,000			430,000
66,598	68,217	65,185		200,000
132,700	124,950	18,700		435,250
199,298	326,167	83,885		1,065,250
	31,000			100,000
10,510	10,490			50,000
27,103	27,600	1,000		100,000
37,613	69,090	1,000		250,000
				181,000
				175,100
				356,100
		240,000	60,000	300,000
		240,000	60,000	300,000
	164,000	240,000	60,000	1,012,000
77,108	78,707	65,185		250,000
159,803	152,550	19,700		710,350
236,911	395,257	324,885	60,000	1,972,350

注

- (1) 財政学の分野では藤田武夫『現代日本地方財政史』(上・中・下)1976・1978年, 行政学では広瀬道貞『補助金と政権党』1981年が代表的な著作といえよう。
- (2) 自治省編『地方財政白書』1989年版, 85ページ。
- (3) テクノポリス構想の評価については宮本憲一編『国際化時代の都市と農村——ハイテク型地域開発の実像——』1986年を参照のこと。
- (4) 拙稿「先端技術産業誘致と地域経済——石川県における先端産業誘致政策の検討——」金沢大学『経済学部論集』第9巻3号 1989年。
- (5) 通産省立地公害局監修『21世紀の産業立地ビジョン』1985年 156ページ。
- (6) 同上拙稿参照。
- (7) 宮本憲一『環境経済学』1989年, 第5章を参照。
- (8) 丸谷金保『ワイン町長奮戦期』1972年, 99-100ページ。
- (9) 矢幡治美『農協は地域で何ができるのか』1988年, 54ページ。
- (10) 国土庁計画調整局『三全総フォローアップ作業報告書』1983年, 29-30ページ。